

電子契約書サービス運用に向けた覚書

矢作建設工業株式会社（以下「甲」という。）及び協力会社（以下「乙」という。）は、株式会社インフォマートが提供する BtoB プラットフォーム契約書上で電子署名を行うサービス（以下「本サービス」）を利用して、甲乙間の契約を電磁的な記録による電子契約にて締結することについて、以下の通り合意する。

第 1 条 契約の締結方法

本電子署名サービスを用いた甲乙間の契約の締結方法は、以下の通りとする。

- （１）甲が契約情報及び注文書・請書 PDF データを本サービスに登録した後、本サービスから乙に対して電子メールが送信され、本サービス上に登録された旨が通達される。
- （２）乙は、前号に基づき受信した電子メール記載の URL にアクセス又は直接本サービスにログインすることにより、契約情報及び注文書・請書 PDF を確認し、電子署名を行う。
- （３）本サービス上で当該 PDF データに双方の電子署名とタイムスタンプが取得されたことを以って、電子契約が有効に成立するものとする。

第 2 条 登録情報の正確性

乙が本サービスに登録する署名者（契約名義人）については、乙の代表者又は契約締結手続きに関する権限を有する者でなければならないものとする。

第 3 条 契約書の保存

甲及び乙は、第 1 項に基づき電子文書が保存された後、自動的に本サービスから甲乙双方に対して以下の書類が PDF にてダウンロード及び印刷することができる。

- （１）甲乙双方電子署名済みの注文書・請書
- （２）締結概要書（契約書の原本性を証明する書類）

第 4 条 費用負担

本サービスの利用に関する費用は、甲が負担する。

第 5 条 秘密保持

- 1. 甲及び乙は、本サービスの利用に際して知り得た相手方の技術上、営業上及び業務上に一切の秘密情報（以下、「秘密情報」という。）について、相手方の事前の同意なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2. 前項にかかわらず、次の各号の情報は秘密情報には該当しないものとする。
 - （１）開示時点で既に公知又は公用となっているもの
 - （２）開示後に自己の責によらずに公知又は公用となったもの

- （３）開示時点で相手方が既に所有していたもの
- （４）相手方の書面による事前の同意により開示することが認められたもの
- （５）秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの
- （６）法令に基づき政府機関や裁判所から開示命令を受けたもの

本覚書締結の証として本通 1 通を作成の上、双方に記名押印し、甲が原本、乙が写しを控えとして保管するものとする。

年 月 日

甲 住 所 名古屋市東区葵三丁目 1 9 番 7 号
会社名 矢作建設工業株式会社
氏 名 代表取締役 高柳 充広

乙：住 所
会社名
氏 名

お取引先各位

電子化に関するご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨今、企業におけるテレワークや DX 化の重要性が高まる中、弊社では下記を電子化し、ペーパーレス化を推進しております。システム導入により、業務効率化・費用削減効果に大きく寄与すると存じますので、ご検討の程お願い申し上げます。

■システム運営会社

株式会社インフォマート（BtoB プラットフォーム「請求書」・「契約書」）

■電子化対象

「出来高(青)請求書」	→BtoB プラットフォーム「請求書」	（工事出来高通知書）
「相殺確認書」	→BtoB プラットフォーム「請求書」	（相殺確認書）
「注文書・請書」	→BtoB プラットフォーム「契約書」	（注文書・請書）
「互助会差引通知書」	→BtoB プラットフォーム「請求書」	（互助会差引通知書）

※契約外請求書（白）につきましては、今後本システムを利用した運用を検討しております。

■導入メリット

- ・郵送コスト・請書収入印紙の削減
- ・業務工数の削減（郵送・押印手間）

※下記電子システムについて、弊社からの招待により、御社の導入費および弊社取引にかかる費用は無料でのご利用となります。

■システムご利用までの流れ

- i) 電子システムにて契約行為を行うことへの合意（覚書のご提出）※建設業法規定による
弊社 HP 掲載の「電子契約書サービス運用に向けた覚書」に押印いただき、ご返送をお願いいたします。
- ii) 弊社より招待メールのご送付
覚書確認後に下記システムより招待メールを送付いたします。
- iii) 招待メールより BtoB プラットフォーム ID のご登録
既に ID をお持ちの企業様は設定不要です。
新規の場合、パスワードの設定及び電子契約時の証明書設定（システム用）が必要になります。
- iv) 当社押印後の覚書を招待時のメールアドレスにご送付

■本件に関するお問合せ先

建築事業本部	建築企画管理部	事務推進グループ	(TEL:052-935-2359)
土木事業本部	管理部	管理グループ	(TEL:052-935-2352)

敬具